



目 次

| 告 示 | ペー ジ |
|---|----------|
| ○自動車税環境性能割証紙代金収納計器取扱人の指定 (税 務 課) | 1 |
| ○自動車税種別割及び自動車税環境性能割証紙代金収納計器取扱人の指定 (") | 1 |
| ○県統計調査の実施 (統計分析課) | 1 |
| ○救急病院の認定 (医療政策課) | 1 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の休止の届出 (福祉指導課) | 1 |
| ○道路の供用開始 (2件) (道 路 課) | 1 |
| 公 告 | |
| ○争議行為の予告 (雇用労働政策課) | 2 |
| | 〈2・28揭示〉 |
| ○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課) | 2 |
| ○土地改良区の清算人の就職 (") | 2 |
| ○高知県環境影響評価条例による対象事業の廃止の届出 (環境共生課) | 2 |
| ○都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画課) | 2 |
| 高知県公営企業局管理規程 | |
| ◎高知県公営企業局工業用水道電気工作物保安規程の一部を改正する規程 | 2 |
| 高知県人事委員会規則 | |
| ◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則 | 3 |
| ◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 | 4 |
| ◎住居手当に関する規則の一部を改正する規則 | 4 |
| 高知県人事委員会告示 | |
| ◎給料表別級別職務区分表の一部改正 | 5 |
| 落札公告 | |
| ○落札者等の公告 (2件) (公営企業局 県立病院課) | 5 |

告 示

高知県告示第119号

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）第72条の10において読み替えて準用する同規則第73条の3第3項の規定により、自動車税環境性能割に係る証紙代金収納計器取扱人として次のとおり指定する。
令和2年3月10日
高知県知事 濱田 省司

- 証紙代金収納計器取扱人の事務所の所在地及び名称
高知市長浜3106番3
一般社団法人全国軽自動車協会連合会高知事務所
- 証紙代金収納計器取扱所の所在地及び名称
高知市長浜3106番3
一般社団法人全国軽自動車協会連合会高知事務所
- 指定期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

高知県告示第120号

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）第73条の3第3項（同規則第72条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、自動車税種別割及び自動車税環境性能割に係る証紙代金収納計器取扱人として次のとおり指定する。
令和2年3月10日
高知県知事 濱田 省司

- 証紙代金収納計器取扱人の事務所の所在地及び名称
高知市大津乙1879番地5
一般社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部
- 証紙代金収納計器取扱所の所在地及び名称
高知市大津乙1879番地5
一般社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部
- 指定期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

高知県告示第121号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
令和2年3月10日
高知県知事 濱田 省司

- 調査の名称
新規就農者相談会相談件数調査
- 調査の目的
県又は県内若しくは県外の団体が実施する就農相談会に出展した団体における相談件数を把握することにより、県内の農業関係機関が共有する情報の基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲

- 地域
県内全域
 - 単位
市町村
 - 属性
県内又は県外で開催された就農相談会に出展した市町村
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日

- 報告を求める事項
ア 出展団体名
イ 出展相談会名
ウ 出展相談会における相談件数
 - その基準となる期日
調査日現在
- 5 報告を求める者
- 数
約30市町村
 - 選定方法
県が作成した出展者リストによる全数

6 報告を求めるために用いる方法

- 調査組織
県が報告者に直接報告を求める。
- 調査方法
電子メール、職員又はファクシミリによる調査

7 報告を求める期間
就農相談会の当日又は就農相談会の最終日から10日以内

高知県告示第122号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。
令和2年3月10日
高知県知事 濱田 省司

| 医療機関の名称 | 所在地 | 認定年月日 | 認定の有効期限 |
|-----------------|-------------|---------|---------|
| 高知県・高知市 知医療センター | 高知市池2125番地1 | 令2・2・26 | 令5・2・25 |

高知県告示第123号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の休止について次のとおり届出があった。
令和2年3月10日
高知県知事 濱田 省司

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 休止年月日 |
|---------|----------|-------|
| | | |

富田 齒科 土佐清水市汐見町7番11号 令2・1・1
高知県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、
道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年3月10日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 197号
- 3 道路の区域

| 供用開始区間 | 延長 (メートル) | 供用開始年月日 |
|--|--------------|---------------|
| 須崎市上分字猪伏丙1934番 1から 須崎市上分字猪伏丙1941番 1まで | 23 | 令和2年3月10 日 |

高知県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、
道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年3月10日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 441号
- 3 道路の区域

| 供用開始区間 | 延長 (メートル) | 供用開始年月日 |
|--|--------------|---------------|
| 四万十市西土佐岩間字下甫 喜山472番13地先から 四万十市西土佐茅生字聖暁 293番17地先まで | 343 | 令和2年3月10 日 |

公 告

令和2年2月28日付けをもって西日本N T T 関連労働組合執行
委員長兼廣英治から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知
があったので、公表する。

令和2年2月28日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

1 事件

- (1) 賃上げ要求について
- (2) その他要求について

2 日時

令和2年3月11日午前9時から午前10時まで

3 場所

株式会社N T T フィールドテクノ高知営業所

4 争議行為の概要

要求の解決に至るまで連続的、断続的にあらゆる争議行為を
行使する。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定によ
り、安芸市庄ノ久保土地改良区から次のとおり退任した役員の届
出があった。

令和2年3月10日

高知県知事 濱田 省司

| 役名 | 氏名 | 住所 |
|----|-------|--------------|
| 理事 | 有澤 俊明 | 安芸市川北甲144番地1 |
| 〃 | 島津 與市 | 〃 久世町7番24号 |
| 〃 | 大城 盛三 | 〃 入河内649番地 |
| 〃 | 小松 恒久 | 〃 〃 465番地 |
| 〃 | 小松 信夫 | 〃 川北甲2476番地5 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準
用する同法第18条第17項の規定により、安芸市庄ノ久保土地改良
区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

令和2年3月10日

高知県知事 濱田 省司

| 氏名 | 住所 |
|-------|--------------|
| 有澤 俊明 | 安芸市川北甲144番地1 |
| 島津 與市 | 〃 久世町7番24号 |
| 大城 盛三 | 〃 入河内649番地 |
| 小松 恒久 | 〃 〃 465番地 |
| 小松 信夫 | 〃 川北甲2476番地5 |

高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）第27条
第1項の規定により同項第1号の規定に該当することとなった旨
の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す
る。

令和2年3月10日

高知県知事 濱田 省司

1 事業者の名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の
所在地

- (1) 名称
高知県
- (2) 代表者の職名及び氏名
高知県知事 濱田 省司
- (3) 主たる事務所の所在地
高知市丸ノ内一丁目2番20号

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称
一般国道493号東洋北川道路
- (2) 種類
地域高規格道路の新設
- (3) 規模
ア 車線数
4車線
イ 概略の延長
約7キロメートル

3 届出の理由

平成12年6月30日付け高知県公報第8267号で高知県環境影響
評価条例第8条第1項の規定による環境影響評価方法書に係る
公告を行った対象事業を実施しないこととなったため（同条例
第27条第1項第1号該当）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準
用する同法第20条第1項の規定により香南市から都市計画の変更
の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準
用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写し
を公衆の縦覧に供する。

令和2年3月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画の種類
香南都市計画下水道
- 2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び香南市役所

公営企業局管理規程

高知県公営企業局工業用水道電気工作物保安規程の一部を改正
する規程を次のように定める。

令和2年3月10日

高知県公営企業局長 北村 強

高知県公営企業局管理規程第1号

高知県公営企業局工業用水道電気工作物保安規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局工業用水道電気工作物保安規程（平成12年高知県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。別表第3中「2回/月」を「1回/月」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月10日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第2号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第4条の2関係）

扶養親族届

年 月 日提出

| | | | | |
|------|----------------|----------|----|------|
| 任命権者 | 所属長 様 認印 | 所属 氏名 | 職名 | 職員番号 |
|------|----------------|----------|----|------|

職員の給与に関する条例第11条第1項 公立学校職員の給与に関する条例第14条第1項 警察職員の給与に関する条例第11条第1項 }の規定に基づき、次のとおり届け出ます。（証明書 通添付）

- 届出の理由<該当するものの□にレ印を付ける。>
- 1 新たに職員となった（行7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子がある場合に限る。）。
 - 2 行7級以上職員等から行7級以上職員等以外の職員となった（子以外の扶養親族がある場合に限る。）。
 - 3 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある（行7級以上職員等にあつては、子に限る。）。
 - 4 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある（行7級以上職員等にあつては、子に限り、子、孫及び弟妹で22歳の年度末を超えた者を除く。）。

| 扶養親族の氏名 | 続柄 | 生年月日 | 同居・別居の別 (別居の場合は、住所を記入する。) | 所得の年額 | | 届出事実の 発生年月日 | 届出の事由 |
|---------|----|------|------------------------------|-----------|----|----------------|-------|
| | | | | 所得の 種類 | 金額 | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

- 注 1 「続柄」欄は、職員との続柄を（重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。
 2 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所は、市区町村名まで記入する。
 3 「所得の年額」欄は、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（見込額）を記入する。
 4 「届出の事由」欄は、届出の理由の3又は4に該当する場合に、その事由（例えば、婚姻、離婚、出生、死亡、60歳以上等）を記入する。

配偶者の氏名及び勤務先<配偶者が扶養親族として認定を受けていない場合に、その氏名及び勤務先を記入する。>

任命権者記入欄

| | |
|----------------------|------------------|
| 上記のとおり認定する。 年 月 日 | 年 月 日 受理 |
| 職名 氏名 | 印 |
| 取扱者 認印 | 年 月 [から] [まで] 支給 |

第2号様式（第4条の2関係）

扶養親族簿

| 扶養親族の氏名 | 続柄 | 生年月日 (加算開始時期) | 異動年月日 | 支給の始期・終期 (22歳の年度末) | 備考 | 氏名 | |
|---------|----|----------------------|----------------------|-----------------------------------|----|-------|----------|
| | | | | | | 確認年月日 | 任命権者の確認欄 |
| | | 年 月 日 (年 4 月 ~) | 年 月 日 (年 月 月 日) | 年 月 分 から 年 月 分 まで (年 3 月) | | 年 月 日 | 氏名 |
| | | 年 月 日 (年 4 月 ~) | 年 月 日 (年 月 月 日) | 年 月 分 から 年 月 分 まで (年 3 月) | | 年 月 日 | 氏名 |
| | | 年 月 日 (年 4 月 ~) | 年 月 日 (年 月 月 日) | 年 月 分 から 年 月 分 まで (年 3 月) | | 年 月 日 | 氏名 |
| | | 年 月 日 (年 4 月 ~) | 年 月 日 (年 月 月 日) | 年 月 分 から 年 月 分 まで (年 3 月) | | 年 月 日 | 氏名 |
| | | 年 月 日 (年 4 月 ~) | 年 月 日 (年 月 月 日) | 年 月 分 から 年 月 分 まで (年 3 月) | | 年 月 日 | 氏名 |
| | | 年 月 日 (年 4 月 ~) | 年 月 日 (年 月 月 日) | 年 月 分 から 年 月 分 まで (年 3 月) | | 年 月 日 | 氏名 |
| | | 年 月 日 (年 4 月 ~) | 年 月 日 (年 月 月 日) | 年 月 分 から 年 月 分 まで (年 3 月) | | 年 月 日 | 氏名 |
| | | 年 月 日 (年 4 月 ~) | 年 月 日 (年 月 月 日) | 年 月 分 から 年 月 分 まで (年 3 月) | | 年 月 日 | 氏名 |
| | | 年 月 日 (年 4 月 ~) | 年 月 日 (年 月 月 日) | 年 月 分 から 年 月 分 まで (年 3 月) | | 年 月 日 | 氏名 |
| | | 年 月 日 (年 4 月 ~) | 年 月 日 (年 月 月 日) | 年 月 分 から 年 月 分 まで (年 3 月) | | 年 月 日 | 氏名 |
| | | 年 月 日 (年 4 月 ~) | 年 月 日 (年 月 月 日) | 年 月 分 から 年 月 分 まで (年 3 月) | | 年 月 日 | 氏名 |

注 1 「生年月日（加算開始時期）」欄は、加算措置の対象となる者について、加算開始の時期を（ ）内に記入する。
 2 「異動年月日」欄は、新たに職員となった日、扶養親族となった日、扶養親族としての要件を具備するに至った日又は扶養親族としての要件を欠くに至った日を記入する。
 3 「支給の始期・終期（22歳の年度末）」欄は、その扶養親族についての手当の支給を始める月又は終わる月を記入し、（ ）内には、子、孫又は弟妹が22歳の年度末により支給する時期を記入する。
 4 「備考」欄は、扶養親族が別居している場合、職業を有する場合、重度心身障害者である場合等にその旨を記入する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の職員の給与の支給等に関する規則別記様式は、この規則による改正後の職員の給与の支給等に関する規則の規定にかかわらず、任命権者が必要があると認める場合に限り、使用することができる。

期末手当及び勤労手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月10日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第3号

期末手当及び勤労手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤労手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「臨時である者を除き、」を削り、「地方公務員法」を「、地方公務員法」に改める。

本則に次の1条を加える。

(期末手当の支給を受けない第1号会計年度任用職員)

第15条 職員の条例第25条の6、公立学校職員の条例第25条の6及び警察職員の条例第25条の6の人事委員会規則で定める職員は、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満である職員とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月10日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第4号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年高知県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第11条を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第1号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和2年3月24日から施行する。

令和2年3月10日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

別表第2の5級の項中

「交通事故分析官」

を

「交通事故分析官

交通事故事件捜査統括官」

に改め、同表の6級の項中

「警察本部の課長補佐」

を

「警察本部の課長補佐

警察総合相談室長」

に、「人身安全対処室長」を「自動車警ら隊長」に改め、「交通事故事件捜査統括官」を削り、同表の7級の項中「警察総合相談室長」を削り、

「自動車警ら隊長

少年サポートセンター所長」

を

「少年サポートセンター所長

人身安全対処室長」

に改める。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和2年3月10日

高知県公営企業局長 北村 強

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量
高知県立幡多けんみん病院で使用する電気 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 落札者を決定した日
令和2年1月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ホープ 福岡県福岡市中央区薬院一丁目14-5 M
G薬院ビル

- 5 落札金額
80,659,459円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
令和元年12月6日

~~~~~  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和2年3月10日

高知県公営企業局長 北村 強

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量  
高知県立あき総合病院で使用する電気 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年1月23日
- 4 落札者の氏名及び住所  
ダイヤモンドパワー株式会社 東京都中央区日本橋室町四丁目5番1号
- 5 落札金額  
75,509,121円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
令和元年12月6日